

元気21がより便利に

1月から取り扱える証明書の種類を拡大

問い合わせは 前橋プラザ元気21内証明サービスコーナー ☎210-2279

1月4日(月)から、前橋プラザ元気21内証明サービスコーナーで取り扱う証明書の種類を拡大します。新たに税証明書の取り扱いを開始するほか、住民票の除票の写しや外国人の印鑑登録証明書なども取得できるように。発行できる証明書は下表のとおりです

なお税証明書は、課税資料のない人(所得申告をしていない人)などは、このサービスコーナーでは発行できません。詳しくは事前に担当課にお問い合わせください。

1月4日(月)から前橋プラザ元気21内証明サービスコーナーで取り扱いを開始する証明書

●税関係証明書

種類	発行可能年度(課税年度)	請求できる人	担当課
市民税・県民税(所得・課税)証明書(控除の内訳なし)	平成21年度【所得は平成20年分】、平成20年度【所得は平成19年分】	本人、委任状持参者(本人と同一世帯の親族は省略可)、相続人(相続人であることが確認できる書類が必要)	市民税課 ☎898-6202
市民税・県民税(所得・課税)証明書(控除の内訳あり)			
所得証明書(奨学金用)	平成21年度、平成20年度		資産税課 ☎898-6216
市県民税(非)課税証明書			
(法人)所在地証明書	直近		収入課 ☎898-6226
固定資産価格通知書(登記用)	現年度(平成21年度)		
評価証明書(一般用)			
税額証明書			
固定資産税計算書(所得の申告用)			
納税証明書	※未納税額のない場合に発行		
完納証明書(納税証明書:未納税額のない証明)	現年度(平成21年度)		
軽自動車税納税証明書(車検用)	平成21年中の納付		
国民健康保険税納付確認書(社会保険料控除用)			

※発行可能年度は平成22年1月4日時点。

●市民課関係証明書

種類	請求できる人	担当課
住民票の除票の写し	本人、委任状持参者(本人と同一世帯の人は省略可)、自己の権利の行使または義務の履行に必要な人	市民課 ☎898-6107
外国人の印鑑登録証明書	印鑑登録証を持参した人	
外国人登録原票記載事項証明書	本人、委任状持参者(本人と同一世帯の親族は省略可)	

住民票の様式が変更により 使用目的に応じて使い分けを

問い合わせは 市民課 ☎898-6107

1月4日(月)から住民基本台帳の新システム移行により、住民票の写しの様式が次のとおり変わります。

2種類の新しい様式
これまでの住民票の写しは世帯単位とする世帯票様式でした。新しい住民票の写しは、プライバシーの保護に即ちそう配慮した世帯票様式と、個人を単位とした個人票様式の2種類になります。

世帯票の交付が原則
新しい住民票の写しは、世帯票様式の発行が原則です。しかし、新しい世帯票様式の住民票の写しは、プライバシーを考慮し、旧氏名や死亡事項、転出先などが記載されていません。これらの履歴は、個人票様式の住民票の写しに記載されることとなります。使用目的に応じて請求してください。

旧住民票の写しの発行も
12月28日(月)以前の届け出による戸籍や住所の変更履歴などが必要な場合は、旧世帯票様式の住民票の写しが請求できます。旧世帯票様式が必要な場合は、申請するときに窓口で問い合わせてください。

市政懇談会



問い合わせは
市政懇談会については 市政発信課 ☎898-6644
放課後児童クラブについては 保育課 ☎220-5706
休日保育については 保育課 ☎220-5705
ファミリー・サポート・センターについては 同センター ☎230-9007

安心して子育てできる前橋に

7月から「子どもを育てるなら前橋で」をテーマに24地区で開催した市政懇談会が終了。1,529人の皆さんと意見交換を行いました。子育てに関するさまざまな意見に対し、市長が直接考えを伝え、お互いに理解を深めることができました。今後も市民の皆さんの意見を聴き、市政に反映することで、安心して子育てができる環境づくりを推進していきたいと考えています。

今回は10月中旬以降に開催した市政懇談会の、市長と市民の皆さんの意見交換の一部を紹介します。

放課後児童クラブの高学年受け入れについて

Q 放課後児童クラブは小3までしか預かってもらえず、小2と小4の子は別の場所に預けなければなりません。安全面においても問題があるので、小4以上の高学年まで預けられるようにしてもらえますか。

A 放課後児童クラブの制度は、児童福祉法に位置付けられた事業で、小1から小3の低学年を対象として始めました。ただし、施設の受け入れ体制に余裕がある団体には、小4から小6の高学年も積極的に受け入れるようお願いしています。詳しくは希望する児童クラブにご相談ください。

放課後児童クラブの制度は、児童福祉法に位置付けられた事業で、小1から小3の低学年を対象として始めました。ただし、施設の受け入れ体制に余裕がある団体には、小4から小6の高学年も積極的に受け入れるようお願いしています。詳しくは希望する児童クラブにご相談ください。

休日保育について

Q 日曜・祝日に子どもを預かってもらえる保育所(園)はありますか。

A 市内各保育所(園)に入所(園)中の児童を対象に、市内4カ所の保育園で休日保育を実施しています。保育時間は日曜・祝日(年末年始などを除く)の午前8時30分から午後6時までの間で8時間です。各保育所(園)や保育課にある「休日保育申込書」と「休日就労証明書」を利用希望日の7日前までに、入所(園)中の保育所(園)に提出してください。

ファミリー・サポート・センターについて

Q ファミリー・サポート・センター事業で子どもを預かってもらうとき、自宅の近くではなく、職場の近くの人などに頼むことはできますか。

A ファミリー・サポート・センターには、まかせて会員(育児の援助を行う人)とおねがい会員(育児の援助を受けたい人)の仲介役として、指導員(アドバイザー)が配置されています。まかせて会員は市内全域にいますので、ファミリー・サポート・センターの指導員に相談してください。

ファミリー・サポート・センターの指導員に相談してください。

耕作証明書の発行 ができます

問い合わせは
農業委員会事務局 ☎898-6733

1月4日(月)から各支所・出張所(前橋プラザ元気21とコミュニティセンターを除く)で耕作証明書の発行を開始します。手続きには、本人を確認できる物(本人から委任を受けた人は委任状。本人と同一世帯の親族は省略可)が必要です。詳しくは問い合わせください。

